

償却資産の申告を



申告は1月末日までに

平成26年度の申告は平成26年1月1日現在に事業用の償却資産を所有している人が対象です。

締め切りは、平成26年1月31日(金)です。

期日までに申告をしていただきますようお願いいたします。

資産税係では、償却資産の申告書などを基に調査を実施します。この調査は、減価償却明細書・固定資産台帳などと、申告内容との照合や確認などを行うものです。係員の事業所訪問、または、関係書類写しの郵送提出により調査を実施させていただきます。ご協力をお願いします。

5 償却資産の調査

正当な理由がなく申告をしない場合は、過料を科せられるほか、不足額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をした場合には、罰金などを科せられることがあります。

4

無申告または虚偽の申告をした場合

表1 償却資産の種類および主な資産例

資産の種類		具 体 例
① 構築物	構 築 物	看板(広告塔など)、舗装路面、駐車場(周壁がないもの)、緑化設備、庭園、門、塀など
	・建物 ・建物付属設備	●プレハブなどの建物で基礎がないもの ●建築設備のうちで家屋評価に含めない資産(自家発電設備、受変電設備、蓄電池設備、電話設備、厨房設備、移動・可動性間仕切りなど)
② 機械および装置		各種製造・加工設備、印刷設備、ガソリンスタンド設備、土木建設機械(パワーショベル・クレーンなど)
③ 船 舶		漁船、貨物船、客船、砂利採掘船、遊覧船、ボートなど
④ 航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
⑤ 車両および運搬具		大型特殊自動車(分類番号が「0、00から09および000から099」、「9、90から99および900から999」の車両)、構内運搬車など ※自動車税・軽自動車税が課税されるものを除く
⑥ 工具・器具および備品		応接セット、陳列棚および陳列ケース、ルームエアコン、パソコン、レジスター、測定機器、自動販売機、看板および広告器具、理・美容機器、医療機器など

※具体例以外にも、償却資産に該当するものがありますので、ご注意ください。